

長和町の景観行政団体への移行について（報告）

都市・まちづくり課

1 長和町の景観行政団体移行について

令和6年8月1日より県内29番目の景観行政団体として移行。現在景観計画の発効に向けて、パブリックコメント実施のほか、必要な手続きを継続中。

(1) 長和町景観計画（案）の概要

- ・長和町における森林や農地、集落や別荘地、中山道の宿場など、地域特性に応じた地域区分を設定し景観誘導を目指す。
- ・計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

<p>〈景観づくりの目標像〉</p> <p>森のささやき清らかな流れ悠久の歴史未来へ耀く美しい郷</p> <p>〈景観づくりの基本方針〉</p> <p>自然の恵みを活かし、育んできた自然や文化を住民が誇りを持って受け継いでいくとともに、将来に向けて、他にはない、人間味豊かな、耀きに満ちた郷づくりに発展させていく</p>
--

(2) 地域区分

- ・現在、町全域を長野県景観育成計画の「一般地域」として適用。景観計画策定にあたっては、地域特性に応じて、次の5つに地域区分を設定しそれぞれの地域に景観育成基準を設定。

種類	エリア名称	方針
一般地域	宿場町エリア	宿場町の歴史的な風情のあるまちなみを守り・活かせる景観づくり
	幹線沿道エリア	沿道のにぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくり
	田園・里山エリア	周辺の山並みや周囲の農地と調和したのどかな暮らしを守り、四季折々に心やすらぐ景観づくり
	森林・高原・別荘地エリア	森の美しさ・静けさ、自然の豊かさ・雄大さを感じられる景観づくり
重点地域	眺望景観保全区域	とくに良好な遠方の山並みの眺望を守り・育てる景観づくり

(3) 景観法に基づく届出対象行為（代表的なものを抜粋）

届出の行為	長野県	長和町	
	一般地域	一般地域	重点地域
建築物の新築・増改築	高さ13m又は建築面積1,000㎡超	高さ10m又は建築面積30㎡(宿場町エリアにおいては10㎡)超	すべての建築物
プラント類、貯蔵施設類等の新設、改築等	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡超	高さ10mを超えるもの又は建築面積30㎡超	高さが3m又は建築面積10㎡超
太陽光発電設備	モジュール建築面積の合計が1,000㎡超	高さが5m又は太陽電池モジュールの建築面積の合計50㎡超	太陽電池モジュールの建築面積の合計10㎡超

2 景観計画発効に向けたスケジュール

- ・令和6年5月16日 景観法第98条第2項の規定による協議について県より異存がない旨回答
- ・令和6年8月1日 景観行政団体に移行
- ・令和6年10月1日 長和町景観計画発効予定（9月1日付公示済）